

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

－ 2026年 秋号－



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

最低賃金引上げ

10月から、地域別最低賃金が改定されます。全国加重平均は56円（昨年度は66円）引上げの1,177円となります。また、都道府県間の格差（最高額1,280円最低額1,085円）は12年連続で縮まっています。

関東地方の現時点での答申状況は以下の通りです。

都道府県名	新最低賃金予定額 (引上げ幅)	発効日 (予定)
茨城県	1,136円 (62円↑)	2026/10/18
栃木県	1,125円 (57円↑)	2026/10/1
群馬県	1,120円 (57円↑)	2026/10/3
埼玉県	1,196円 (55円↑)	2026/10/1
千葉県	1,195円 (55円↑)	2026/10/1
東京都	1,280円 (54円↑)	2026/10/1
神奈川県	1,279円 (54円↑)	2026/10/1

最低賃金は正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則として、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別ありません。

例えば、東京都の場合には、最低賃金改定後には、1日8時間労働で日給10,240円、月の労働日数が22日の場合、月給225,280円以上の賃金を払う必要があります。日給制や月給制の労働者についても、最低賃金を下回っていないかどうかをご確認ください。

療養・育児・介護で報酬が急減した場合の特例改定

来年1月から療養・育児・介護（以下「療養等」という。）と仕事を両立するために勤務時間が減り、報酬が大きく減った被保険者について、健康保険と厚生年金保険の標準報酬月額を特例的に翌月から改定できる制度が始まります。通常は、報酬が大きく減ったり増えたりしても3か月間様子見をした後に標準報酬月額を変更

（随時改定）するところ、「療養等」を理由に報酬が急減した場合に保険料減額までのタイムラグを減らす目的で、今回の特例が設けられました。

この特例改定の対象者は、①～③全てを満たす人です。

①「療養等」と仕事を両立するための就労調整（労働時間の短縮等）をしていること

②その結果、報酬が従前の標準報酬月額より2等級以上急減し、かつその状態が3か月以上続く見込みがあること

③対象者が制度利用に書面で同意していること

なお、この特例の利用にあたっては

※減額の理由が固定的賃金の変動に限らないこと

※減額初月の全部に勤務せず報酬が一切払われなかった場合には、仕事との両立ができているとは言えないので、その月は特例措置の対象外となること

※特例改定後に就労調整が終了・縮小して報酬が2等級以上上がった場合には速やかに増額改定の届出が必要なこと

等々、他にも従来の月額変更（随時改定）とは異なる扱いが多いため、慎重な検討が必要となると考えます。

また、特例改定で標準報酬月額が下がることによる将来の年金額の減少や、傷病手当金や出産手当金に影響が生じることについて、被保険者本人が十分に理解したうえで同意するよう、留意が必要です。

詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001731743.pdf>

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話03-3256-4864までお願いします。ZoomやWebex等の面談にも対応しております。

